

の声が反映されないというふうに思ふんです。

僕は、これ以上の質問はしませんけれども、やはりこういうことは慎重審議をしたり、あるいは現地をつぶさに見たりというような形は、それぞれの担当委員会が必要ではないかというふうに思うとの意見を添えておきたいと思っています。

○二十番（指田保雄君） 本補正予算は長年の懸案でありました。下の川改修がいよいよその事業が実施されるということで非常に重要な予算であると、そのように認識をするものであります。確かに、このような重要な予算でありますので、付託して十分な審査をするべきではあるとは思いますが、この下の川改修という問題については、前々から話題になってきたところであり、この際、私は即決でもよいんじゃないだろうか、このように考えるわけでございます。

今、聞いてますと、皆さん、予算が何かおくれたことが申しわけないようなことを言っていますけれども、本当にそうなんですか。私は、この予算は胸を張ってやりましたと、こういう答弁が欲しかったんです。何かおかれて申しわけないとか、そんなことばかり言ってますけれども、これだけのことをやったんだと、やはりこれから二十億近い工事をやるわけですから、自信を持って市民のためになる工事ですと、どうぞよろしく願いますと、そういう意気込みが欲しいです、どうですか。

○建設部長（森田 進君） 私どもの方から一応提案する時期の問題で今御答弁申し上げたわけでございますが、本来ですと、やはり議会としてのルールがございますし、やはりそれに当てはまるような形での提案をすることが一番必要であるうと思いますが、いろいろ努力が足りなくて、こういう形での提案になったことについておわびを申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

○十三番（遠藤洋一君） この際、動議を提出いたします。

本案、つまり議案第八十二号につきましては所管の常任委員会に付託をして審査をすべきではないかと思ひますので、そういう動議を提出をしたいと思います。

（「賛成」「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） ただいま遠藤洋一君から、本案は委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されました。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 所定の賛成者がございます。よって本動議は成立いたしました。

これより本動議を議題とし、お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よって本案は委員会に付託し審査することは、否決されました。

○十三番（遠藤洋一君） ここに、私は本案、つまり議案第八十二号に対しまして反対討論の通告を行います。

○十一番（松山 清君） 私も議案第八十二号について反対討論をしたいと思っております。通告いたします。

○九番（在原 博君） 私は、この際、本案に対しまして賛成の討論の通告をいたします。

○議長（村尾栄次君） ただいま遠藤洋一君、在原 博君及び松山 清君より討論の通告がありました。

これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 議案第八十二号に関する反対討論を行っていききたいと思います。

ただいまの議案説明や、あるいはある説明あるいは討論の中でよくわかりましたけれども、下の川の溢水の問題、つまり水のある問題というのは、やはり大変重要な問題なんです。御存じのとおり、中央幹線が入っている所で、元来は、下の川というのはとても小さな川だったそうですね。農業用水になった時期もありますし、それから今のよう形で雨水排水を引き受けるような大変な仕事をずっとしているわけです。

元来あふれるはずのない下の川が再三にあふれることがありましたし、あるいは、きょうなんかのお天気ですとまたあふれるんじゃないかという心配をしている方もいらっしゃるわけです。それから言えば、下の川についてその管理を行うということは大変重要なことだということは理解をしていると思います。それであればあるほど一体どのような形で行われていくかということを、やはり考えなければいけないと思います。

今年度の当初予算におきましては、御承知のとおり、ふたかけの工事の中身についての説明もありましたけれども、私の理解する限りでは遊歩道をつくり、周辺の住民の方に親しまれるような道路というふうな感じがあったんです。それきよの説明を聞きますと非常に急転直下、道路との併設、しかも道路も非常に大規模な工事ということになってきています。

そういうことであればあるほど、本来であればやっぱり付託をされた形で慎重審議をする、あるいは担当の常任委員会の方がそれぞれ現地を見ながら緑の保全の問題や周辺のことを考えるということが必要なはずなんです。それから言えば時期のとり方が余りにも悪いというふうに思わざるを得ないですね。

一方で、つまり下の川の改修が必要だということを言いながら、予算に反対するおまえは何だという言い方をする方もいるかもしれませんが、大変に重要なことは三つぐらいあると思います。

一つは、つまり今の形での、つまり当初予算での形でいいのではないかという意見は私は持っているわけですから、それが補正される場合の補正に対する反対ということが一つあります。

もう一つは、工期の問題その他で非常に議会に対して、言ってみれば相当難しい問題を理事者側は突きつけているわけでありまして、補正のたびに、あるいは防衛庁との関係から言えば予算の出方が不定期ということもあるんでしょけれども、そのたびごとにこのような形での補正の組み方、一つの矛盾が指摘されましたよね、第二号補正と第三号補正が同日付であるにもかかわらず二つの議案で出てきたというようなことから言いましたも、幾つかの無理は当然あるわけです。そういうようなことから言っても、議会の運営の仕方から言っても、このことは中身の問題ではなくて、提出の仕方そのものについては、やはり賛成することはできないということがあります。要するに、あらかじめ工期が決まっている、工期が決まったところに無理に合わせるべく。とてもどっか無理があるような気が非常にしています。

最初のひとつ、つまり遊歩道ではなくて道路にすることについての、もちろん反対の意見。補正ではなくてもともの要望でやるべきであるという意見も含めまして、本当に市民のためになるような形での下の川の再興というんですか、再び下の川が、やはり市民の皆さんのためになるんだというようなことから言いますと、今回の予算の出し方あるいは決め方というのは、とても賛成のできるものではないというふうに思うんです。

一般質問の中でもそのようなことを述べましたけれども、緑の保全その他については十分な考慮があるとはいいいながら、

実際には伐採が行われたりするし、それから、やはり周辺住民に対しましては工事が始まってから説明会を行うんだと。実際あの辺の景観がどうなるかということとは、やはりそこに住んでいらっしゃる方たちが、あるいは昔から住んでいる人たちが、あのはけやあの小さな川で親しんだことを考えますと、余り急な形での決定の仕方はやはりまずいと、市民のためにならないというふうに思います。

というような理由を持ちまして、議案第八十二号に關しましては反対という形で討論を行いたいと思います。（「御苦勞さん、でき上がったらく見てよ、すばらしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者九番在原 博君。

（九番 在原 博君登壇）

○九番（在原 博君） 御指名によりまして、議案第八十二号に対して賛成の討論をいたします。

この下の川沿いの周辺は区画整理の完成後、田園地区として飛躍的な発展が進み、住宅等も密集してきましたが、住環境等都市基盤の整備が進むと同時に、この下の川は豪雨のたびに溢水の危機にさらされてきたわけでありましたが、このたび国の防衛補助事業としてこれが整備されることは、そうした周辺住民の長年の懸案問題も一挙に解決されることになり、大変結構なことだと存じます。

この周辺の緑の保全についても配慮しつつ、一日も早く着手し早期完成をさせることは私どもの責務でもあり、周辺住民にとっても大きなプラスになるものだと思います。したがって、私は本案に対し賛成するものであります。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、反対者十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第八十二号昭和六十二年福生市一般会計補正予算（第二号）について反対討論をいたします。

市当局は、初めから補正二号は即決してもらいたいと考えているものであり、これはとんでもない議会軽視であり議会の形骸化を図るもので絶対に認められない。その予算の中に盛り込まれているものが、たとえ市民の要望を実現するものであってもきちっとした議会本来の機能を果たしていかねばならないと思うのでございます。

中身はよいから議決機関の審議はどうでもよいということは許されません。もし、こうしたことが拡大されていくならば、議会が全く形骸化してしまうでしょう。それでなくとも議会の軽視しようとする動きがある中で、議会みずからの問題としてきちっと対応していかなければならないものであります。しかも、本件はきちっとした議会ルールにのっとって進めても発注時期が十五日ぐらいいし延びないわけで、十分工期の上で対応できるわけでございます。

私は、こうしたことがあるにもかかわらず即決というような形で進めること、つまり議会の形骸化をしていくというようなことを許さないという立場から、本議案の即決、こうしたものに反対するものであります。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十二号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第八十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 五時三十分まで休憩をいたします。

午後五時二十分 休憩

午後五時三十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第八十三号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十三号昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

予算の内容に入る前に、提案理由としてまず概要について申し上げてみたいと思います。

まず、歳入におきまして主なもの申し上げますと、市税におきまして市民個人分の調停増、国庫支出金におきまして、児童手当の対象申請者増による負担金、それと防衛補助事業の追加に伴う補助金の追加、都支出金関係で福祉事業関係の扶助費また事業増加に伴う負担金、補助金の追加、それと昭和六十一年度一般会計決算見込みによる繰越金、諸収入関係におきまして、福祉関連事業の過年度収入、以上、歳入増が見込まれること、また今般、歳入歳出事業費の関係から繰入金の減額もあわせて補正しようとするものでございます。

歳出におきまして、民生費関係で、歳入と関連いたします条例改正に伴う福祉手当の追加と補助事業経費の六十一年度事業精算に伴う返還金、土木費関係におきましては、防衛補助事業の追加等を含め新規事業等が見込まれること等によるものが主な歳出でございます。

それでは、予算書に基づき内容について御説明申し上げます。一ページをお開きいただきたいと思ひます。まず総則でございますが、議決予算額に歳入歳出それぞれ二億六千八百九十四万三千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を百三十億五千五百二十九万一千円と定めようとするものです。

二ページをお開きいただきます。歳入について御説明いたします。

市税でございますが、一億六千六百十四万四千円の追加につきましては、まず、市民税で一億五千八百八十万円の追加は個人所得割の分離譲渡所得の調停増によるものでございます。次に、固定資産税七百三十四万四千円の追加は国有資産等所在市町村交付金及び納付金で、交付金が六百五十三万六千円の追加で大蔵省関係の決定分によるもの、それと納付金が八十八万八千円の追加でJR分の決定に伴うそれぞれの追加額でございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金一千二百七十一万六千円の追加は、歳出に関連します児童手当の追加需要額の十分の九相当額でございます。国庫補助金三百十四万六千円の追加は、防衛補助事業として歳出の中で追加事業として実施する中福生公園新設事業並びに熊川緑地新設事業それぞれの設計委託料に対する補助金でございます。

次に、都支出金で都負担金の五百三十九万四千円の追加は、民生費都負担金で心身障害者と老人それぞれ家庭奉仕事業の追加需要に伴う負担金二百二十四万円と児童手当及び児童手当の追加需要額に対する負担金合わせて三百十五万四千円、以上の合計額でございます。都補助金二百七十二万七千円の追加は、民生費補助金、産休等代替職員委託料に対する補助

金でございます。

繰入金につきましては二億円の減額でございます。基金繰入金として当初都市施設整備基金から三億五千万円の繰り入れを予定しておりましたが、今般の補正で所要の財源が確保できる見込みがつかれたことから、一部減額しようとするものでございます。

次に、繰越金で二億六千七百二十二万五千円につきましては昭和六十一年度決算見込みによる当初計上分との差で、繰越金額では三億三千七百二十二万五千円と相なる次第でございます。

次の諸収入の雑入でございますが、一千五百九十九万一千円の追加でございます。福祉関係の六十一年度事業国都支出金精算に伴う過年度収入として、老人施設援護措置、生活保護、入院助産等合わせて一千二十九万一千円、それとコミュニティ事業助成金として自主防災組織育成事業に対する助成金百三十万円の追加、以上の合計でございます。

以上が歳入で、総額二億六千八百九十四万三千円の追加と相なり、歳入予算総額百三十億五千五百二十九万一千円と相なる次第でございます。

続きまして歳出について御説明申し上げます。三ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費でございますが、七十三万一千円の減額でございます。これは東京自治会館組合の決算に伴う補正予算による精算として、各市の管理運営費の負担を軽減変更したことによる減額七十九万七千円、それと会計管理費におきまして六十一年度用品調達基金の決算に伴う不足額の繰出金六万六千円の追加との相殺額でございます。

次に、民生費について御説明申し上げます。

まず、社会福祉費におきまして八百七十一万一千円の追加は、家庭奉仕事業として心身障害者家庭及び老人家庭それぞれ申請者の増による扶助費四百十二万五千円と、心身障害事業並びに老人対策事業の六十一年度国都負担金精算返還、それと、今般ゲートボール場として土地の借り上げができたことから、新設工事費二百四十万円の追加、以上の合計でございます。

次に、児童福祉費二千三百三十二万一千円の追加につきましては、児童育成手当の条例改正に伴う扶助費の追加百三十六万八千円、それと保育措置事業の保母産休及び病欠代替職員五名分の追加委託料、それと児童措置費国都負担金の六十一年度精算返還金合わせて三百六十万三千円、また児童手当におきまして、法改正に伴い対象人員の把握と申請者増との見

込み差による追加分一千六百二十八万八千円、それと母子福祉事業の六十一年度精算返還金六万二千円、以上の合計額でございます。

次に、生活保護費四千五百十八万五千円の追加は、扶助費の六十一年度国都負担金及び補助金の精算返還金でございます。

次に、農林水産業費の農業費で二万四千円の追加につきましては、農業委員の改選に伴う新旧委員の重複月額報酬でございます。

次に、土木費について御説明申し上げます。

まず、道路橋りょう費におきまして五千四百七十万二千円の追加は、私道の整備事業の申請に基づく追加として、当初計上分と合わせ、今後、申請予定見込みの整備費一千五百万円の追加と、道路新設改良費におきまして、熊川緑地入り口として予定しております仮称市道三〇一号線用地買収に伴う土地鑑定料と民地分の買収単価差による用地費の追加合わせて二千三百十萬二千円、それと道路新設改良事業費として、新たに未舗装部分の整備事業が見込まれることからの経費一千六百六十万円、以上の合計でございます。

都市計画費の四百七十二万円の追加につきましては、防衛補助事業として予定しております中福生公園並びに熊川緑地新設事業の設計委託が、本年度補助事業として認められたことによる追加分でございます。住宅費の百八十三万二千円につきましては、第三市営住宅の空き家二戸分の解体受託工事費と移転補償料でございます。

次に、教育費につきましては保健体育費で一千三十三万七千円の追加でございますが、これは仮称熊川地域体育館のオープンに伴い夜間の体育指導員に対する賃金三百五十万四千円と、スポーツ教室講師謝礼として十万円、備品購入費として体育館使用自動券売機二台の購入費四百九十二万八千円、そのほか消耗品、それとテレビ電波障害対策として共同受信施設設置工事費百四十七万円、以上のそれぞれが追加合計額でございます。

次に、予備費でございますが、一億二千三百五十二万二千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正額二億六千八百九十四万三千円の追加で、歳出予算総額百三十億五千五百二十九万一千円と相なる次第でございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

して、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） 九ページの関係、固定資産税の関係なんですけれども、交付金で大蔵の分が六百五十三万六千円ふえたという説明がありましたけれども、どういう形のがどのくらいふえたのかという点、もう少し内容を詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから、二六、二七ページ、教育費の関係の保健体育費でございますけれども、体育館の運営費の中に七番で初めて体育館指導員賃金という項目ができてまいりました。今まで体育館指導員という形はどこにもなかったわけでありまして、けれども、これの内容をもう少し詳しく説明をしていただきたい。指導内容についてとか、あるいはどのような時間帯、どのようなようにするとか、また、指導賃金となっておりますので、委託でありませんので六千円が出てきた根拠とかという点についてお願いいたします。

それから、その下の工事請負費の中のテレビ共同受信施設の工事なんですけれども、これの影響する範囲あるいは戸数についてはどのくらいになっているか。以上三点です。

○企画財政部長（内田和雄君） 九ページの関係でございしますが、まず、交付金の増でございしますが、この評価額の修正は、大蔵省の評価額と市の評価額との差が二倍以上とある場合には、その評価額の修正を申し出ることができるということがございまして、今回、これが決定いたしましたのでこの大蔵分の増額を補正させていただきました。

また国鉄分の増でございしますが、納付金は自治大臣の配分によるものでございまして、今回の補正はその増加分でございまして、当初予算は前年度実績で計上してございましたので、その差をここに計上させていただいたものでございます。よろしく願います。

○教育次長（古谷正夫君） 二六ページの関係で三件御質問でございしますが、まず、第一に体育館の指導員の内容でございすけれども、時間等の内容でございす。これにつきましては、時間につきましては勤務をお願いしておりますのは市民体育館と、それから熊川体育館でございすが、お二人ずつ計四人で、勤務時間につきましては十六時三十分から二十一時三十分までお願い申し上げたというふうなことでございす。

指導方法でございすけれども、利用者が参るわけでございすが、それに要望がございす方につきまして御指導申し上げるというふうなことでございす。それから、この規定につきましてはパートタイマー雇用規定第三条にございす専門的資格等というふうなことの、パートタイマーの雇用規定を適用させていただいて体育館職員として、ただいま申し上げました時間帯でお願い申し上げているというふうなことでございす。

それから、六千円の内訳でございすが、これは各市の状況、他市の状況を参考させていただきましたこと、それから夜間であるというふうなことを根拠にいたしました。一時間当たり千二百円の五時間をお願い申し上げるというふうなことでございす。ただし、この中につきましては、体育館まで来ていただくというふうなことで、通勤を含めた費用も含まれまして一時間当たり千二百円というふうなことでございす。それから、条件といたしましては、もう一つ保健体育の教員の資格を有するというふうなことを条件とさせていただいております。そういう根拠をもとにいたしました。一時間当たり千二百円の単価をさせていただきました。

なお、これにつきましては他市の状況でございすが、立川とか、それから田無市それから多摩スポーツ会館等を参考にさせていただきました千二百円にさせていただきました。

それから、工事関係のテレビ共同の関係でございすが、この関係につきましては障害をこうむるというふうな家庭につきましては十軒というふうなことで計上させていただきました。以上でございす。

○十八番（小野沢 久君） ありがとうございます。

一件だけ、体育館指導員の関係なんですけれども、こういう形で指導をしていただくということでは、それなりの専門家が対応をしていただけるんだと思うんですけれども、今これでいきますと一日五時間が二人ということですから、この方がいる日とない日が出てくるわけですね。毎日、これだといられないと思うんです。百四十六日になっていきますけれども、この方がオールマイティーでどんなことでも指導ができるのかどうかという点が、実際に聞いてもわからなかったということでは、なかなかその役を果たさないうと思うんですけれども、どの程度そういう能力を有した方をお願いするのか、それなりの資格は持っているんじゃないかと思うんですけれども、実際に、そういう形の指導がどのくらいできるのかという点が一点。

例えば、これは各学校なんかで今いろいろスポーツをやっておりますけれども、そういう所に来て出張した指導もして

いただけるようなことができるのかどうかという点、二点をお願いいたします。

○教育次長（古谷正夫君） この関係でございますけれども、お二人のローテーションでお願いするというふうなことでございます。

それで、指導の関係でございますけれども、要望がありますれば出張して御指導するというふうなことがあるわけでございます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第八十四号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきまして、議案第八十四号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

まず、三三ページの総則について申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ二百七十七万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ十七億五千四百九万一千円と定めようとするものでございます。

三四ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳入でございますけれども、繰越金におきまして二百七十七万六千円の増額でございますが、これは昭和六十一年度決算見込みに基づく繰越額を計上させていただきましたもので、この結果、歳入合計十七億五千四百九万一千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますけれども、予備費に二百七十七万六千円計上させていただきまして、歳出合計十七億五千四百九万一千円と相なるものでございます。

以上でございますけれども、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九議案第八十五号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、下の川改修事業の工事延長の増に伴い、事業費の増額をお願いするものが主な

補正内容でございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、一五ページを開きをいただきたいと思ひます。総則でございますが、第一条において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百九十万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十億四千七百四十八万七千円と定めようとするものでございます。

第二条につきましては後ほど御説明を申し上げますが、下の川改修事業に伴う翌年度への繰越経費を定めようとするものでございます。

次に、一七ページを開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

歳入でございますが、分担金及び負担金で二千三百九十万円の追加補正は、一般会計からの道路分の負担金で、一般会計におきまして説明がありました。当初に下の川改修区間を二百八十三メートルを見込みましたが、その後、防衛施設局等との設計協議及び審査の結果、工法等に一部変更が生じ工事延長を三百六十メートルとしようとしたものが主なものでございます。道路負担分の経費が増額となるものでございます。

次に、国庫支出金の八百三十六万二千円の減額補正は、下の川改修事業補助金で補助対象事業費の減によるもので、六十二年六月付で補助金の内定通知を受けたものでございます。

次の、繰越金で五百六十三万三千円の減額補正は前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、事業費で二千五十七万四千円の追加補正で、内容といたしましては事業費が繰り越されることから職員人件費で六十三万四千円、五月分の職員二名分の職員給料を九十六万四千円、職員手当等で四十二万円、共済組合負担金で十三万一千円をそれぞれ増額しようとするもの、また、工事請負費で一千六百八十六万三千円の追加補正は、歳入でも御説明いたしました。改修区間が当初予定より七十七メートル延長になった経費増分と都道府の工法の変更等により生じた減額分との相殺によって追加いたす次第でございます。また、工作物移設補償料の二百九十九万六千円の追加補正は、都道府の工法が開削となったことにより電電、東電の移設が生じ増額しようとするものでございます。

次の、予備費でございますが、一千六十六万九千円の減額補正で財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計九百九十万五千円の追加補正で、歳出合計二十億四千七百四十八万七千円としようとするものでござい

ます。

次に、一九ページを開きをいただきたいと思ひます。第二表の繰越明許費でございますが、先ほど御説明をいたしました下の川改修事業に伴うもので、工事量の関係で、事業完了が翌年度となることから繰越事業分として一億一千六百八十八万五千円を六十三年度に繰り越しようとするものでございまして、工事完了は五月底を予定してございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（村尾栄次君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君）

本件につきましては、先ほどの議案第八十二号等の大変大きな関連があるわけで、そうした点では私どももいたしました。この件につきましても議案第八十二号と同様の態度ということになるわけでございますけれども、一つお聞きしておきたいんですけれども、五月底を予定しているということですから、これは一応いろいろな天候等を考へての五月底を予定していることだと思ひますが、これが五月底でなくなったら、五月底よりも延びるということがあった場合は何か特別な支障があるわけですか。

五月底を何か予定していただいましょう。繰越明許をやった一応工期は五月底を予定していることなんです。五月底でなくなった、ここにおさまらなくなったということであれば、何か重大な支障があるわけですか、それを一つお聞きしたいと思ひます。

○建設部長（森田 進君）

自席から御答弁申し上げます。

人件費等を含めまして五月底と、そういうふうな形で予定をさせていただいております。

○十一番（松山 清君）

五月底を予定して調整しているんでしょうけれども、だから、それがしかし、これは五月底というのは一応工期なんですよ。これがおさまらないで延びちゃったかどうかですか。何か重大な支障は二つですか、補正をもう一回やればいいのか、どうなのか、とにかく五月底におさまるといふ絶対の確証がないんですよ。なってみなければわからない、あり得るわけだと思ひますが、その点だけ一つ、お聞きしたい。

○建設部長（森田 進君）

繰越明許費でございます。一応、繰越明許費の扱いといたしましては特に五月と限ったわけ

ではございませんが、今回、繰り越した内容につきましては五月末を一応想定して繰り越したと、そういうことでございます。

○十一番（松山 清君） ですから先ほど来、問題になっているところがそこにあるわけです。一方に繰越明許費という形でケツを抜いちゃっているわけです。繰越明許費をやっているわけだから。頭の方で急がなきゃならない理由というのは出てこないわけなんですよ。そこにいろいろ先ほど来、補正二号とこの問題は関連があるというか一体のものなんですから、その問題があるわけです。

ですから、中身のひとつひとつの問題については下の川ということについては改修が急がれている、待ち望まれている。そうした点はあるわけですが、しかし、そうしたことがあるからといって、やはりこの問題についても即決というようなことを考えておられるわけですが、やはり私はそうしたことをすべきではないということをはっきり申し上げておきたいと思っています。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第八十五号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十議案第八十六号福生市立福生第七小学校講堂防音改築工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をちょうだいしましたので、議案第八十六号福生市立福生第七小学校講堂防音改築工事

（建築）請負契約につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本件は教育施設整備の一環といたしまして福生市立福生第七小学校講堂の防音改築工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提案申し上げます。

それでは、まず当該工事の概要につきまして説明申し上げます。

本工事は、鉄筋コンクリートづくりでございまして、建築面積は千九百・七八四平方メートルでございまして、その内訳は主競技場が六百六・九平方メートル、ステージが六十七・五平方メートル、その他管理関係の諸室等で三百四十五・三八四平方メートルと相なっております。なお、窓につきましては一級防音のサッシを施すものでございます。

以上が工事の概要でございますが、次に契約の関係につきまして説明申し上げます。

契約の関係につきましては、本議案に記載のとおりでございまして、契約の目的が福生市立福生第七小学校講堂防音改築工事（建築）契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約金額は一億七千五百万円と相なっております。

なお、この入札の経過につきましては裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約確定の日から昭和六十三年三月十九日までと相なっております。契約の相手方は東京都福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社、代表取締役田村洋一郎でございます。

なお、本件との関連工事といたしまして別途に電気設備工事を千六百三十万円のうちに、株式会社荒井電業社、それから給排水設備工事を八百九十五万円をもちまして株式会社吉田工務店、さらに換気設備工事を四百九十五万円をもちまして八重洲工業株式会社に、それぞれ分離発注による契約を予定しております。また、本工事の施行管理の委託関係でございますが、これは株式会社タマ建築設計事務所と契約をいたす予定と相なっております。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第八十六号の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議を賜り

まして原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 第七小学校講堂防音改築工事（建築）というわけで、これは建て直しだというふうに理解をしてよろしいと思いますけれども、今の現存する第七小学校体育館というんですか、講堂というのはいつできたものですか。

○教育次長（古谷正夫君） 今までの体育館につきましては四十九年度に建築したものでございます。
○十三番（遠藤洋一君） 要するに、ことは六十二年度ですから非常に新しいものだというふうに僕は思っています。耐用年数が来ているわけではない。防音工事が必要なので当然壊してしまうという考え方ですね。

市長に伺っておきたいんですけれども、例えば防音だけを 防音工事、例えば一級の何ですか、防音サッシを使う、窓を扱うんだということですから、そういうことは、これについては考えることができなかったのかなということをお考えではどういふところでこういうような形をするのかということをお伺いしておきたいのと、もう一つは、例えば防音の窓を抜本的に、これは建物そのものが構造を変えなければ防音ができないというのであれば本当に仕方がないと思えますけれども、例えば窓を改造工事をして防音ができるというような同じぐらいの効率効果を考えるとすれば、一体幾らぐらいの工事だというふうに考えているんですか。

その二つをちょっと伺いたいと思います。

○教育次長（古谷正夫君） 四十九年につくりました体育館でございますけれども、当時つくりましたのはプレハブの体育館でございます。体育館機能というふうなことだけで、講堂機能を有してなかったというふうなことから、これで建て替えをお願いしたというふうなことでございます。

それから、窓の改良というふうなことでございますけれども、プレハブでございますので窓を改良したのみでは非常に音がうるさいと、天井がトタンでございますので非常にうるさいというふうなことから全面改修をお願い申し上げたわけでございます。以上でございます。（一窓を直せば幾らぐらいいかるのか」と呼ぶ者あり）
それについては積算してございませんので、よろしく願います。

○十三番（遠藤洋一君） 積算をしていない、つまり防音するには全部壊してしまうんだと。その間、僕は体育館が今の所に建つかどうかということは、また新たに別のチャンスのときに伺いたいと思いますけれども、僕は、そんなにつまりばつと壊すのかなという疑問は今まですつと三つの中学校、七つの小学校、順送りに簡単に言えば講堂にかわっているわけですね。それも体育館でなくて講堂にかわっているというところは、いろんな意味があるんでしょうけれども、いずれにしても随分新しいものを壊さなければいけないというところだけ述べておきたいと思います。

講堂そのものがかわること、防音工事することそのものに異議の意見ではありません。質問だけしました。

○十八番（小野沢 久君） 工事の関係なんですけれども、通常このような建築物についての業者との保証はどのくらいの期間を見ているんですか。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩します。

午後六時十三分 休憩

午後六時十五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（古谷正夫君） 建物の保証の関係でございますけれども、建物の瑕疵保証はございますが、引き渡し後につきましての保証はございません。引き渡し同時に私どもの責任になるというふうなことでございます。

○十八番（小野沢 久君） なぜこんなことを聞いたかと申しますと、実は第六小学校も大変きれいな体育館ができ上がったんですけれども、もうすでに裏の方は下に張ってあるタイルがあちこちはがれて、そこに転がっているという状況なんです。それを知っているかどうかかわりませんが、まだ中はペンキのおいがぶんぶんする全く新しいもので既にもうこういう現象が出てくるということは、やっぱり十分工事に当たっては管理をするように強くこの件については要望しておきます。

多分六小の業者も同じ業者ではなからうかという気がしますので、全くそういう面では大変、まだ本当はたつてませんので見てもらえばすぐわかるんですよ。ですから間違いないように十分に、設計管理者もいるわけでありまして、その辺のところは言い含めて間違いない工事ができるように強く要望しておきます。

○十一番（松山 清君） 一つは、これはあそこに既存の物を壊した所につくるんでしょうか。それとも、また別な敷地とすることもないんでしょうけれども、そのことが一つ。もし既存の、その辺がどうか。

それからあと、この価格には体育館の壊す解体費用というのはどのようになっているのか、含まれているのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、契約のいずれにしても工期が三月十九日、当然この小学校の卒業式等に十分間に合わせるということだと思うんですけども、これは当然絶対に間に合うということとでやってもらいたいということを要望しておくわけです。

それから、この入札結果を示す調書、資料が添付されているわけですが、第一回で落札されているわけですね。それで二回、三回なんていうことをやったこともあると思うんですが、第一回で落札ということとで、特に予定価格というのは幾らだったんですか。これは落札されていますから、一億七千五百万円は十分に一番低くて近かったんでしょうけれども、これは幾らだったんですか。第一回で落札されていますので、参考までにその辺、予定価格をお聞かせいただければと思います。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして 二点についてお答えさせていただきます。

一点は、建物は既設の建物の跡かというふうなことでございますけれども、既設の建物を壊しまして、その跡に新しい物をつくるというふうなことでございます。

それから、もう一点につきましては、本体工事の中に解体費も含まれているのかというふうな御指摘でございますが、解体費は別でございまして、五百五十五万円の解体費として別に計上しております。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午後六時十九分 休憩

~~~~~

午後六時二十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十一番（松山 清君） 再質問します。

解体費五百五十五万円で、これは当初予算で計上されているのかな、多分そうだと思うんですけども、これは業者は

どちらなのかということだけ一つお聞きしたいと思います。

それと、じゃあこの予定価格の問題については一応お聞きしたわけで、それについてのいろいろな取り扱い上の問題とというのがあるんじゃないかなと思うんですけども、もし、そういった点についてお聞かせいただければと思います。

○総務部長（浅見裕康君） 大変失礼をいたしました。

一応、予定価格の額はどのくらいだというような今御質問でございしますが、これは今後のいろんな契約上の問題でございまして、一応、一定の比率というのが実はございしますので、予定価格が幾らだったというような形になりますと実質的な、いわゆる業者積算の価格と差というのが一定の比率に出てくると、こういう危険性もございしますので、従来からこういう場ではお答えを申し上げない、御遠慮させていただいているという実態がございしますので、ひとつよろしく御理解のほどをちょうだいしたいと思います。

○教育次長（古谷正夫君） 解体費の関係でございしますが、当初予算に計上させていただいております。それで、解体につきました業者でございしますが、市内の業者でございします常陽産業に解体をいたしております。以上でございます。

○二十一番（東田正治君） それでは、いろんな問題が出てきましたので私も一つここでちょっとお聞きしたく、教えてください。ただきたいと思いますが、参考までにお願います。

実は、この入札に参加するために申し込みの業者があったと思うんですね。どのくらいの業者があったのか、大体資本金がどのくらいのところがあったのか、その辺明かしてください。

○総務部長（浅見裕康君） これは指名競争入札でございしますので、一般競争入札でございしませんものですから、一応、年間を通じて一定の時期に指名競争に参加すべき資格の申し込みがございします。その範囲でございまして、その範囲から指名委員会では業者を選定して発注するという経緯がございしますので、一応、一定の数の中で指名競争で入札をするということとでございしますので、業者数はその範囲という形になりますけれど、申し込みというのは、先ほど申しましたように年間を通じての一定の受け付け期間だけの建築そのものを申し込みました業者全部と、その中から施行能力その他を判断して指名をするという経緯になっておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○二十一番（東田正治君） わかりました。それで実は、この入札に対しても今までもいろんな問題があったんですが、実は事前に情報が流れるわけです。だから、ちょっと一言苦言を言いたいと思うんですが、やはり、どの業者が落札するん